

Q	A
過酸化水素水溶液の第6類の該非についてウェブ検索すると、35%以下の濃度であれば非該当であり36%であれば該当である旨が平成12年の国会の質問主意書で明言されています。現時点あるいは過去に、第4類の可燃性液体量の含有率の条件のように、第6類にも溶液の濃度で該非を判定する運用が存在する又は存在したのでしょうか。	消防法の改正以前（昭和63年）は、36%以上の過酸化水素水は危険物第1類過酸化物Aに該当すると消防庁で示していました。（自消丙予発第161号昭和40年10月15日） 現在は、第6類の除外濃度については、法令等で明確に示していません。
危険物の判定に関する試験について質問します。国連勧告で規定される試験のデータがある場合は、それを使用して危険物の判定を行ってよいのでしょうか？	事業所等が行う確認試験は、通知（平成元年2月23日消防危第11号）で示しております。一部、国連勧告で示されている試験と合致するものもありますが、通知で示した確認試験で実施するようお願いいたします。 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/00-010223ki11.pdf
本日のご講演の趣旨から外れますが、指定可燃物についてご教示ください。消防法上、指定可燃物は消防法上危険物に該当しないと認識していますが、その解釈で間違いはないでしょうか。間違いがない場合、SDSの16項適用法令で消防法の項目にどの様に記載するのが望ましいでしょうか（指定可燃物は市町村の火災予防条例によって規制されていると認識しています）。SDS等に指定可燃物の記載がない場合、罰則はありますか。ご教示頂ければ幸いに存じます。	指定可燃物は、消防法の危険物に該当しません。 また、SDSの記載について、消防法における規制はございません。
消防庁の所管ではありませんが、厚労省の「職場のあんぜんサイト」のモデルラベルにおいて、消防法危険物該当物質に不備がありました。2-エチル-1-ヘキサノール（CAS番号：104-76-7）は、第4類引火性液体第三石油類非水溶性液体に該当しますが、モデルラベルには「危険等級」の記載がありません。このままでは、緊急の対応時の問題やコンプライアンス違反が生じる可能性がありますので、他の物質も含めて、消防庁から厚生省に再確認をお願いすることは可能でしょうか。	SDSの記載について、消防法における規制はございません。運搬容器の表示については危険物の規制に関する規則第44条に定められています。 【危険物の規制に関する規則第44条】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6
油入り変圧器（絶縁油指定数量2000ℓ）の管理は、どうなりますか？	具体的な状況が分かりかねるため、詳細は管轄の消防署へご相談ください。
指定可燃物（合成樹脂類）に該当する物品への表示・通知対応について教えてください。	消防法及び火災予防条例（例）において、指定可燃物（合成樹脂類）の容器への表示義務はございません。その他指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の基準については、管轄の消防署へご相談ください。
最近、キャンプ用品店や車のパーツで樹脂製のガソリンタンクをよく見ます。消防法適合との表示もあるようです。法改正等で樹脂タンクでの保管が可能になったのでしょうか？	令和5年に危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示が改正され、専ら乗用の用に供する車両によりガソリン（自動車の燃料の用に供するものに限る。）を運搬する場合の運搬容器として、「プラスチック容器（プラスチックドラムを除く）」（国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示（UN）及び容器記号3H1が付されているものに限る。）が追加されるとともに、最大容積が10リットルとされました。 【危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の4】 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/unpan_kokuji.html

<p>第4類のうち、非水溶性の場合は「非水溶性」と記載は必須でしょうか？</p>	<p>危険物の規制に関する規則第44条第1項第1号のとおり、「非水溶性」の表示は不要です。 【危険物の規制に関する規則第44条第1項第1号】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>運搬容器への表示について、混合物の場合、化学名はどのように記載すればいいでしょうか。ルールなどあれば記載されているHPのリンクを教えてくださいませんか。</p>	<p>化学名の記載数について、明確には消防法等で定めておりません。貯蔵、取扱い、又は運搬を行う際にその製品における危険性の認識を誤らないような記載をお願いします。 運搬容器の表示については危険物の規制に関する規則第44条に定められています。 【危険物の規制に関する規則第44条】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>運搬容器へ表示する化学名について質問です。混合物の場合は、危険物の性状の原因となる物質名を1つ書けばよいでしょうか</p>	<p>化学名の記載数について、明確には消防法等で定めておりません。貯蔵、取扱い、又は運搬を行う際にその製品における危険性の認識を誤らないような記載をお願いします。 運搬容器の表示については危険物の規制に関する規則第44条に定められています。 【危険物の規制に関する規則第44条】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>ご講演ありがとうございます。 弊社では、危険物確認試験を実施しており、複数性状物品に関わる部分に不明点があり、質問させていただきます。 ※質問が長く複雑なため、後日の回答でも構いません。 ① 第1類と第2類物質が混ざったサンプルの危険物確認試験を実施する場合、先に第2類の確認試験を実施し「非危険物」と判定された場合、次に第1類の確認試験を実施する、という認識でよろしいでしょうか。 また、このとき第2類の確認試験において「危険物」と判定された場合、第1類の確認試験を実施する必要はないのでしょうか。それとも第1類としての危険性も把握しておいた方がよいでしょうか。 ② 第6類と第4類物質が混ざったサンプルの場合、先に第6類の確認試験を実施し「非危険物」と判定された場合、次に第4類の確認試験を実施する、という理解でよいでしょうか。 危規則の複数性状物品には第6類に関わる記述がなく、この理由も合わせてご回答いただけますと幸いです。 ③ 第6類、第5類、第4類物質が混ざったサンプルも市場には存在するようです。この場合確認試験の優先順位は危険性の観点から5, 6, 4の順でしょうか。</p>	<p>①第1類と第2類どちらの品名も性状もある場合は、第2類の品名となるため、第2類の性状から確認試験を行うことで差支えございません。また、第2類の品名の性状が分かった場合でも保安上の観点から、第1類の危険性があるか確認することをお勧めします。 ②第4類と第6類については、消防法等で定めはございませんが、それぞれの固有の性状を考えた場合に第4類の品名になると考えられます。試験の順番については、どちらからでも差支えございません。 ③品名の考え方は、第5類→第4類→第6類になります。</p>
<p>SDSに 例えば第1類 危険等級Ⅰ と記載されているものがありますが、これは一般的には第1種酸性性固体を指しているのでしょうか？（危険等級の数値○と各危険物第×類の(性質の)第○種・・・は一致するのでしょうか？）</p>	<p>第1類の危険物のうち、第1種酸性性固体の性状を有するものは、危険等級Ⅰとしています。 しかしながら、その他の類の危険物については、一致しないものもありますので、危険物の規制に関する規則第39条の2を御確認いただければと思います。 【危険物の規制に関する規則第39条の2】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>

<p>危険物第4類を分類する際、第1石油類かアルコール類になるかは、試験ではなく、その組成のみで分類できると考えてよいか？アルコール類が別途規定されている理由はあるか？背景があったらご教示頂きたい。</p>	<p>危険性等を鑑み、消防法で定めるアルコール類は炭素の数が1から3個の飽和1価アルコールとし、炭素の数が4または5個の飽和1価アルコールは、石油類としています。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/24-020522ki57.pdf</p> <p>第4類の「石油類」となるか「アルコール類」になるかの判断は、アルコール類判断フローチャートを参考としてください。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/flow_alcohol.pdf</p>
<p>危険物該当物質で発がん性を有するものの取り扱いについて解説をお願いします</p>	<p>危険物については、火災の出火危険性、拡大性を鑑み定義づけしているため、発がん性等の取扱いについては、定めておりません。</p>
<p>指定数量未満の微量の危険物を輸送する場合の表示・通知方法について教えてください。</p>	<p>危険物を運搬する場合は、指定数量未満であっても運搬容器に表示が必要となります。</p> <p>運搬容器の表示については危険物の規制に関する規則第44条に定められています。</p> <p>【危険物の規制に関する規則第44条】</p> <p>https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>実験に使用したアセトンや酢酸エチル等の第4類可燃性液体の廃液は、廃掃法では、引火性廃油に分類されています。これらを特別管理産業廃棄物の収集運搬業者に引き渡す際には、消防法の輸送容器の基準（ポリタンク最大容積10L）が適用されますでしょうか？</p>	<p>引火性液体の性状がある場合は、消防法が適用されますので、運搬容器の基準を満たした容器で運搬する必要があります。</p>
<p>私は工場で働いています。従業員が私物でロッカーに持ちこんでいる第四類の防虫スプレーも数量に加えて管理する必要がありますか？また、従業員が通勤に使用している自家用車のガソリンも数量に加えて管理する必要がありますか？</p>	<p>危険物の数量の合算については、工場を管轄する消防署へご相談ください。</p>
<p>第一類酸化性固体を水溶液にした商品は第六類酸化性液体に該当する可能性はありますか？ 非危険物として取り扱うには、危険物確認試験を受ける必要がありますか？</p>	<p>その液体に第6類の品名が含まれ、かつ、第6類の危険性の性状がある場合は、第6類の酸化性液体に該当します。第6類の品名が含まれない場合は、確認試験の必要はありません。</p>
<p>運搬容器の試験頻度は、何年に一度行えばよいのでしょうか。仕様を変更しない限り、導入時に行えばよいのでしょうか。</p>	<p>1年に1回以上試験を実施するよう通知しており、また、多量に製造される場合は、一定数量ごと（概ね5万個ごと）に試験を実施するよう通知（平成2年4月11日 消防危第33号）で示しております。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/020411ki33.pdf</p>
<p>4類アルコール類の分類判定において、第三成分中の危険物量が含有アルコール量の10%未満であればアルコール類と分類できると理解しております。もし、その第三成分の危険物が非水溶性だった場合でも混合割合が条件に一致しているので、この混合物はアルコール類と分類しても構わないのでしょうか。</p>	<p>アルコール類の定義に一致しているのであれば、差支えございません。</p> <p>https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/24-020522ki57.pdf</p>
<p>危険物取扱者の講習受講に関して、一般取扱所の作業員（保安監督者ではない人）や、ローリー運転者等の方も含めて、危険物業務に従事している人は全て受講対象となるのでしょうか。</p>	<p>受講対象になります。</p> <p>現に指定数量以上の危険物施設で危険物業務に従事している場合は、保安講習の受講が必要です。</p> <p>【危険物の規制に関する規則第58条の14】</p> <p>https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>指定可燃物（可燃性液体・可燃性固体）については、市町村条例によっては品名と数量、注意事項の表示が必要なようですが、他の指定可燃物の場合も同様でしょうか。</p>	<p>火災予防条例（例）に定めはございませんが、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の基準については、管轄の消防署へご相談ください。</p>
<p>水溶性と非水溶性を判断する試験で、不燃物が析出する場合は、水溶性と判断できるのでしょうか</p>	<p>流動がおさまった後も混合物が均一な外観を維持する場合は、水溶性と判断して差支えありません。</p>

<p>第4類には「前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの」の品名がございませんが、混合物の考え方を教えてください。</p>	<p>第4類の引火性液体は、引火点等に応じて品名が決めるため、混合物（ガソリン等を除く。）は、引火点等に応じて品名が決まります。</p> <p>【消防法別表第一】 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/houbeppeyou.html</p>
<p>消毒用アルコールなどで消防法のアルコール類になる場合、規定数量未満の保存の場合、どこかに届出をする必要はあるのでしょうか。例えば、個人の飲食店などでの保管の場合を想定して質問しています。</p>	<p>火災予防条例（例）においては、指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬとされています。指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の基準については、管轄の消防署へご相談ください。</p>
<p>屋内貯蔵所から指定数量以下の危険物を別の場所に運ぶ場合は、危険物取扱者の立会いは必要になりますか？このように開封せずに運ぶ場合も「取扱い等」に含まれますか？</p>	<p>具体的な状況が分かりかねるため、詳細は管轄の消防署へご相談ください。</p>
<p>運搬容器の基準について、例えば、トラックで空港や港まで輸送し、その後、航空や船舶で輸送する場合は、危規則と国際危険物輸送のいずれも満たす容器で運搬する必要がありますでしょうか。危規則と国際危険物輸送の整合性は無いのでしょうか。</p>	<p>国内のトラックによる運搬については、消防法により規制されますが、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は消防法の規制から除外されています。消防法の基準と国際危険物輸送にかかる基準は一部合致している箇所はありますが、同じではありませんので、質問の場合、いずれの基準も満たす容器で運搬する必要があります。</p> <p>【消防第16条の9】 https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000186/#Mp-Ch_3-At_16_9</p>
<p>消防法の危険物に該当する場合、容器に表示する「品名」は自社製品名で構わないのか？「化学名」は物質特定できるような名称記載が必要なのか？ また、混合物の場合の「化学名」はどうすればよいか？</p>	<p>品名は消防法で定められたものを表示してください。</p> <p>化学名の記載は、命名法で定められた厳格な名称でなくて差支えありません。</p> <p>混合物の場合は、その製品の危険性がわかるような表記としてください。</p> <p>【危険物の規制に関する規則第44条】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>指定数量未満の少量の危険物を輸送する場合でも危険物の規制に関する規則第43条の定める容器を使用する必要がありますでしょうか。</p>	<p>危険物を運搬する場合は、指定数量未満であっても消防法等で定める運搬容器の基準を満たす必要があります。</p>
<p>実際にそういう事例があるわけではないのですが、製造過程出てくる最終製品ではない中間体（ライン中で発生するイメージ）が危険物に該当する場合、どういう扱いになるのでしょうか。</p>	<p>個別具体的な事例については、管轄の消防署へご相談ください。</p>
<p>混合物の場合の化学名について、具体的な考え方を教えてください</p>	<p>品名は消防法で定められたものを表示してください。</p> <p>化学名の記載は、命名法で定められた厳格な名称でなくて差支えありません。</p> <p>混合物の場合は、その製品の危険性がわかるような表記としてください。</p> <p>【危険物の規制に関する規則第44条】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>例えば、50mLのエタノールを輸送したい場合は、危険物の輸送とはならない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>危険物の運搬に該当します。</p>

<p>混合物の時記載すべき名称の一覧のようなものはないか？</p>	<p>品名は消防法で定められたものを表示してください。 化学名の記載は、命名法で定められた厳格な名称でなくて差支えありません。 混合物の場合は、その製品の危険性がわかるような表記としてください。 【危険物の規制に関する規則第44条】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>固形（非危険物）に、少量（1%以下）の第4類第1石油類を含み、引火点情報がない場合、消防法分類は、第1石油類とすべきでしょうか？</p>	<p>その物質が固体であれば、消防法第4類の危険物に該当しません。 なお、その物質が固体であり、引火点が40℃未満であれば第2類の引火性固体になります。</p>
<p>運搬容器の表示について、法文には、「第4類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては」という条件が付いています。そのため、「非水溶性」についての表示は不要でしょうか。</p>	<p>危険物の規制に関する規則第44条第1項第1号のとおり、「非水溶性」の表示は不要です。 【危険物の規制に関する規則第44条第1項第1号】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>第3類と第4類の様な類の違う危険物は合算して指定数量を計算する必要があるのか。</p>	<p>原則として、消防法別表第一に掲げる類を異にする危険物は、同一の貯蔵所（耐火構造の隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては、同一の室。）において貯蔵することができません。 具体的な状況が分かりかねるため、詳細は管轄の消防署へご相談ください。 【危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の2】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334CO0000000306/#Mp-Ch_4</p>
<p>水溶性があるときのみ「水溶性」と表示するのでしょうか。（危険物の規制に関する規則第44条）</p>	<p>危険物の規制に関する規則第44条第1項第1号のとおり、「非水溶性」の表示は不要です。 【危険物の規制に関する規則第44条第1項第1号】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334M50000002055#Mp-Ch_6</p>
<p>危険物第4類を分類する際、第1石油類かアルコール類になるかは、試験ではなく、その組成のみで分類できると考えてよいか？アルコール類が別途規定されている理由はあるか？背景があったらご教示頂きたい。</p>	<p>危険性等を鑑み、消防法で定めるアルコール類は炭素の数が1から3個の飽和1価アルコールとし、炭素の数が4または5個の飽和1価アルコールは、石油類としています。 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/24-020522ki57.pdf 第4類の「石油類」となるか「アルコール類」になるかの判断は、アルコール類判断フローチャートを参考としてください。 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/flow_alcohol.pdf</p>
<p>指定数量の倍数の計算の際、第4類と第6類が混在している場合は合算が必要ですか。または第4類と6類の個々の合算が良いでしょうか。</p>	<p>原則として、消防法別表第一に掲げる類を異にする危険物は、同一の貯蔵所（耐火構造の隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては、同一の室。）において貯蔵することができません。 具体的な状況が分かりかねるため、詳細は管轄の消防署へご相談ください。 【危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の2】 https://laws.e-gov.go.jp/law/334CO0000000306/#Mp-Ch_4</p>